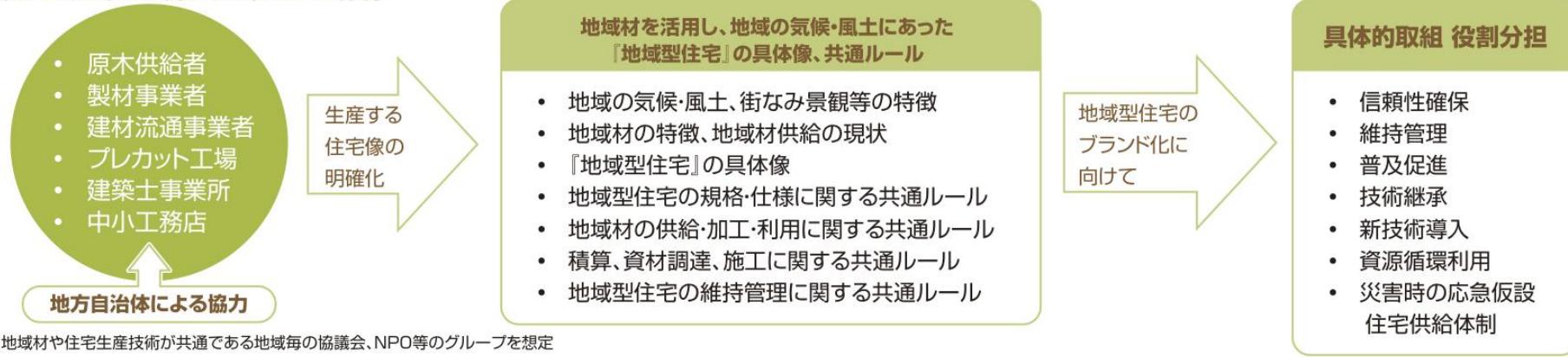


①地域型住宅ブランド化事業について



前提条件

関連地域産業の連携による住宅生産体制*



*地域材や住宅生産技術が共通である地域毎の協議会、NPO等のグループを想定

補助内容



効果

- ・地域の中小工務店による住宅に関する消費者の信頼性の向上。
- ・地域の中小工務店による住宅の供給を通じた地域経済の活性化。
- ・地域の住文化の継承及び街なみの維持・保全。
- ・木材自給率の向上による森林・林業の再生。

地域型住宅ブランド化事業 評価のポイント

1. 応募要件への適応

【ポイント】

- 適応申請書の必須項目への記載漏れ、必要書類の添付漏れがないこと。
- 原木供給、製材・集成材製造・合板製造、建材(木材)流通、プレカット加工、設計、施行等の各業種について、それぞれ1事業者以上がグループに参画し、特に(金)施行については5から10事業者以上が参画していること。
- グループの構成及び運営方法についての基本ルールが明確であること。
- 地域の中小住宅生産者が主体的に参加し、その技術力の向上等に資する取組であること。
(地域の中小事業所が組織力、資金力等の強大な特定の企業中心の取組ではないこと) 等

2. グループ構成員の連携体制

【ポイント】

- グループとしての的確な連携体制及び役割分担
- グループとしての明確な合意形成プロセス
- グループ活動の継続性

3. 地域型住宅の特徴・具体像

【ポイント】

- 地域に根ざした活動の展開
- 地域性を活かした性能やデザインを取り入れた地域型住宅の具体像の提示

4. 地域材の生産・加工・流通

【ポイント】

- 地域型住宅に用いる地域材について選定に当たっての考え方や地域材の利用方針等についての明確な考え方
- 地域材の積極的な使用

5. 地域型住宅の生産及び維持管理等に関する共通ルール

【ポイント】

- 地域特性やグループの特徴等を踏まえた、規格・仕様、積算、施工、維持管理等に関する共通ルールの設定

6. 地域型住宅の生産体制に基づく取組内容

【ポイント】

- 地域型住宅の普及促進に関する取組
- グループ構成員の技術力向上や技術継承、人材育成に関する取組
- 資源の循環利用に関する取組

7. その他の取組

【ポイント】

- 長期優良住宅だけでなく、本補助事業以外の取組として、住宅の省エネ基準、フラット35など、多岐にわたる住宅関連施策・制度へのグループとしての対応を通じた、施策対応力の向上に資する取組
- 地域のプロジェクトやその他行政上の計画に具体に位置づけられた取組(環境未来都市など)
- 災害時におけるグループとしての対応の考え方が明確であるなど、地域貢献に配慮した取組
- 本事業を通じた波及効果の期待

②木造住宅の省エネ化推進関連施策と地域における木造住宅生産体制の強化について



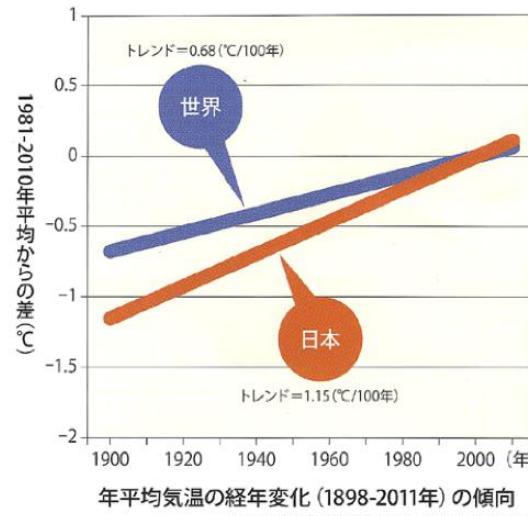
住宅の省エネルギー化、および断熱化促進の重要性

省エネルギー性能の向上へ

地球温暖化などにより住宅の低炭素化推進が求められています

日本の平均気温は上昇の一途

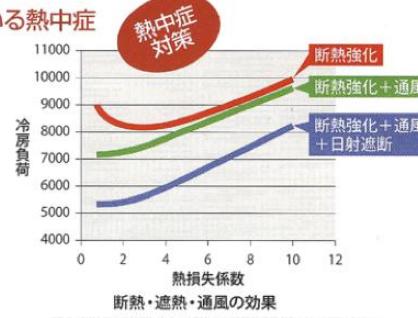
世界の年平均気温は100年あたり 0.68°C の割合で上昇。日本は 1.15°C の割合で上昇し、特に異常高温日が増え、熱帯夜や猛暑日が増加。その分冷房使用が増し、温暖化をさらに進めています。そのため、住宅での低炭素化、つまり省エネルギー化が課題となっています。



(出典：気象庁「気候変動監視レポート2011」をもとに作成)

近年増加している熱中症

室内での熱中症が増加。一方、省エネのためエアコンの温度を下げすぎないようとの声も。これに対して、断熱化と適切な通風、日射遮蔽は室温を低下させます。



(出典：2020年を見据えた住宅の高断熱化技術開発委員会(HEAT20)報告会資料)

適切な断熱化はエネルギーインフラが途絶えたとき温度降下を防ぐ

災害や事故等で冬季にエネルギーインフラが途絶えると、暖房設備が使えません。断熱化してあれば、温度降下をある程度防げます。



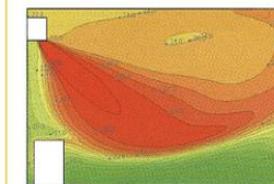
断熱の重要性

断熱のメリットは省エネルギー化だけではありません

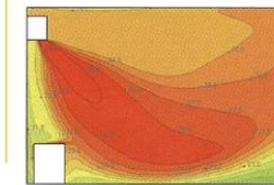
住宅内に生じる温度むらがもたらす問題

住宅の省エネルギー化に欠かせない技術が断熱ですが、断熱化には暖房室内の温度差および暖房室とトイレ・浴室などの非暖房室との温度差を少な

くできるメリットも。これが低い温度でも快適で温度むらがない住空間を実現し、部屋間の急激な温度変化によるヒートショックの予防にもなります。



断熱性能が低い住宅



住宅省エネ基準を満たす住宅



エアコンで暖房している空間の温度比較

(出典：2020年を見据えた住宅の高断熱化技術開発委員会(HEAT20)報告会資料)

非暖房時の温度降下 $\rightarrow 0.4\sim0.7[\text{deg}\text{C}/\text{h}]$
暖房停止後の温度降下は外気にくらべゆるやか
厳寒期の平成11年基準対応住宅の実測結果
(出典：北方建築総合研究所測定結果より)

今後の省エネ施策のロードマップ

2012年度

2013年度

2014年度

2015年度

2016年度

2017年度

2018年度

2019年度

2020年度

2030年度

低炭素社会の実現に向けた住宅・建築物における取り組み

【より高い省エネ性能の住宅・建築物の建築促進】

住宅性能表示基準の改正等

一次エネルギー消費量による評価方法へ見直し

- 省エネ性能の表示・情報提供(温熱環境向上によるメリット 等)

- ゼロ・エネルギー住宅への支援

- 省CO₂のモデル的な住宅・建築物への支援

- 高い省エネ性能等を有する住宅・建築物の認定及び支援(低炭素建築物認定制度) 等

【住宅・建築物の最低限の省エネ性能の確保】

省エネルギー基準の改正

一次エネルギー消費量による評価方法へ見直し

大規模

中規模

小規模

義務化の実現に向けた課題等

- 住宅・建築物における規制の必要性と根拠の明示

- 他部門及び諸外国における住宅・建築物の省エネルギーに関する規制とのバランスについて勘案

- 中小工務店・大工への十分な配慮

届出義務
(2,000m²以上)

適合義務
(2,000m²以上)

届出義務
(300~2,000m²)

適合義務
(300~2,000m²)

努力義務
(300m²未満)

適合義務
(300m²未満)

【既存ストックの改善】

- 既存住宅・建築物の省エネ改修への支援
- 建材・機器トップランナー制度による建材・機器の性能向上の誘導
- 既存ストックも含めた不動産取引時における省エネルギー性能の評価・表示制度の検討 等

【技術者・体制等の整備】

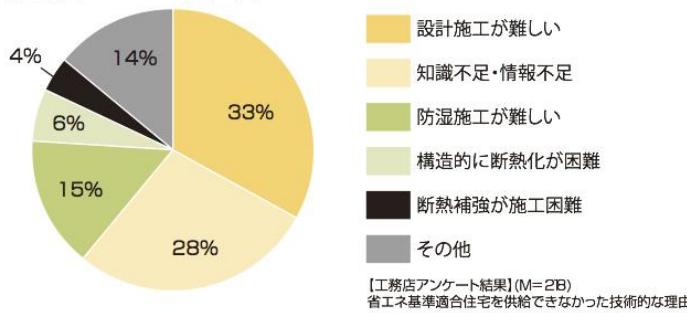
- 中小工務店・大工への省エネ施行技術習得支援
- 伝統木造住宅等の評価方法の検討
- 建材・機器の性能・品質の確保・向上
- 評価・審査体制の整備 等

適合義務化後も、引き続き、住宅・建築物の省エネ化に係る技術者・職種の育成、体制整備を継続

今後の省エネ施策の方向性

背景

- 大規模建築物(2,000m²以上)については、省エネ基準達成率は約9割に達している。
- 戸建住宅についても省エネ性能の向上が必要であるが、ようやく省エネ基準達成率が5~6割に至ったところ。
- 戸建住宅の約4割を供給中小の大工・工務店では省エネ技術が十分に浸透しておらず、省エネ基準適合率は2~3割程度。



今後の方向性

●省エネルギー基準の適合義務化

2020年までの新築住宅・建築物の段階的な省エネ基準への適合義務化に向け、環境整備を行う。

- 大規模・中規模・小規模の順に段階的に義務づけを実施。
- 断熱化が困難な場合が多い伝統木造住宅への配慮や大工・中小工務店への配慮を検討。
- 評価・審査体制の整備や建材・機器の性能の担保や表示に関する制度も整備。

<大工・工務店の省エネ施行技術力の向上>

省エネの適合義務化に向け、5年間で約20万人を対象に、中小工務店の省エネ施行技術の向上のための講習会を実施。

地域の快適な住環境実現のために

大工・工務店にとって適正な断熱化技術の習得は必須で、これから地域の人々の安全で快適な住生活に寄与します

国の「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策の中間報告では、平成32年までに新築住宅のゼロエネルギー住宅化を実現することとしています。大工・工務店にとって断熱化等の住宅の省エネルギー化技術習得の大きなチャンスです。技術の習得は同時に、低炭素化社会の実現と地域の人々の生活向上にも寄与します。



1 既存の住宅に対する省エネルギーリフォーム市場が拡大

住宅のストック全体に対する新築供給の割合を考えると、既存の住宅の省エネルギー性能の向上は、新築住宅に対する以上に重要です。リフォームにおいてきめ細かな対応ができる地域の大工・工務店の活躍の場が増してきています。

2 CO₂削減には木造住宅の供給が重要

住宅のライフサイクル全体を通じたCO₂の排出量を削減するには、地域材を活用した木造住宅の一層の供給が重要です。ここでも地域の大工・工務店の活躍が大いに期待できます。

住宅省エネ化推進体制強化について

新築住宅の省エネ基準適合率を平成32年までに100%とすることを目指し、平成24年度より、地域の木造住宅生産を担う中小工務店の断熱施工技術の向上など、地域における省エネ住宅の生産体制の整備・強化に対する支援に重点的に取り組む。

「住宅省エネ化推進体制の強化」の取組内容のイメージ

平成24年度予算額:□億円の内数(「住宅市場技術基盤強化推進事業」の一部)

◆地域特性に応じつつ、全国で体系的に住宅省エネ化推進体制の強化を図るため、公募によって選定された補助事業者が核となり、全国及び各都道府県において、大工・工務店、建築士、建材流通等の関係団体が参画する協議会を設置。補助事業者が中心となりつつ、全国協議会、都道府県協議会として以下の内容を実施(補助事業者は、全国協議会又は都道府県協議会の事務局となる)。

●住宅省エネ化推進地域リーダー(仮称)の養成

・住宅省エネ化技術講習の講師を始め、都道府県協議会と連携して地域における住宅省エネ化の普及推進に係る各種取組を牽引する「地域リーダー」を各都道府県協議会が養成(地域リーダーとしては、木造住宅の省エネ化に積極的に取り組もうとする建築士等を想定)。

●工務店等への情報発信・相談対応

・工務店等事業者や消費者等からの省エネ住宅の施工に関する各種問い合わせにワンストップで対応可能な相談窓口を開設。

●大工・工務店による省エネ住宅の生産体制の実態把握等調査

・効果的かつ効率的に施策を実施するため、各地域における大工・工務店による省エネ住宅の生産体制、普及状況等の実態把握のための調査を実施。

「住宅省エネ化技術講習」の取組内容のイメージ

平成24年度予算額:□億円の内数(「木造住宅施行能力向上・継承事業」の一部)

◆補助事業者として、全国の都道府県協議会と円滑な連絡・調整等を行うことができる体制等を有する民間法人等を公募により選定し、以下の内容を実施。

●住宅省エネ化技術講習の実施

・中小工務店に所属する、又は中小工務店から工事を請け負う大工技能者を対象として、省エネ施工技術修得のための技術講習(講義・実技指導、修了検定)を実施。

●講習会修了証の発行・管理



木造住宅の省エネ基準適合率を100%へ。

◆戸建て住宅の省エネ基準適合義務化の実施による温室効果ガス排出量の抑制。

◆中小工務店等の技術力向上・競争力強化を通じた住宅市場の活性化と省エネ基準に適合した良質な住宅ストックの形成。

地域木造住宅生産体制強化部会の概要と「住宅省エネ化推進体制強化」の実施枠組み

全国木造住宅生産体制推進協議会

地域木造住宅生産体制強化部会

(1) 地域住宅産業創成に向けた検討

部会の会員である業界団体等より、「地域住宅産業」の創成に向けて取り組むべきテーマの設定とテーマ別の対応策等をまとめる。検討に当たっては、学識経験者からの意見、助言等も得る。

【想定されるテーマ例】

- ・地域に根ざした住宅需要の拡大と地域住宅生産体制の強化
- ・大工技能者等の激減及び高齢化への対応
- ・木造伝統構法に関する技術・技能の継承及び発展等

(2) (1)に盛り込むテーマのうち先行して取り組む対策

1. 地域型住宅のブランド化の推進

各地域で地域型住宅のブランド化等に取り組もうとするグループへの助言の活動支援等を行う。

2. 住宅省エネ技術の普及推進体制の整備

新築住宅の省エネ基準適合率を2020年までに100%とすることを目指し、全国各地で大工・工務店等を対象とする省エネ技術講習を展開する。

連携・協力

協議会設立支援

省エネ技術講習の実施に当たっての指導・進捗管理等

都道府県木造住宅生産体制推進協議会(仮称)

- 地域木造住宅生産体制強化部会と連携し、各地域において、地域の住宅関連事業者の技術力向上や、グループ化による市場競争力の向上等を図る。

- ・グループ化促進支援
- ・課題に応じた研修
- ・各種の技術・ノウハウ支援
- ・最新の施策・連携情報の提供
- ・事業者間での情報交流 等

協力団体

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

(一財)ベターリビング

(一社)すまいづくり
まちづくりセンター
連会合

(社)日本サステナブル
建築協会

(一社)リビング
アメニティ協会

各地域の

地域型住宅供給
グループ

地域工務店等

建材流通事業者

木材関連事業者

建築士事務所

「住宅省エネ化推進体制強化」実施の具体的な枠組み

◆「全国木造住宅生産体制推進協議会」(全国協議会)において、住宅省エネ化推進体制強化に向けた具体的な実施方法等の検討。

◆各都道府県等毎に設置される「木造住宅生産体制強化推進協議会」(地域協議会)との連携のもと、その適切な実施及び進捗管理等のマネジメントを実施。

◆専門かつ詳細な検討が必要な事項については、学識者等の協力のもと2つのWGを設置して検討等を実施。

1. 省エネ講習会運営WG

2. 省エネ講習会研修資料作成WG

主査:鈴木大隆 北海道立北方建築総合研究所 主任研究員

委員:地域木造住宅生産体制強化部会の参加団体及び協力団体に所属する実務経験者等により構成



取組内容	(1)地域リーダーの養成等	(2)大工就業者等を対象とした、省エネ施工技術講習の実施	(3)その他、住宅省エネ化推進に係る取組	(4)その他、地域における木造住宅生産体制強化に関する取組
全国協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域リーダー講習会講師の養成 ○地域リーダー講習の開催 ○地域リーダーの登録・管理等 	<ul style="list-style-type: none"> ○講習の企画(カリキュラム、テキスト、DVD、カットモデルの作成等) ○各地域における講習の進捗管理・指導 ○講習会場手配のサポート等 	<ul style="list-style-type: none"> ○講習開催情報等提供HPの運営 ○住宅省エネ化推進に係るツール(省エネ建材データベース)の作成・公開 ○各地域の大工・工務店の省エネ施工の実態把握調査の企画 ○地域協議会への施策情報等の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域協議会に対する、地域における木造住宅生産体制の強化に関する助言・相談対応 等
地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域リーダーに相応しい者(建築士、住宅施工事業者、建材事業者等)の推薦 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○講習会実施計画の作成 ○講習開催の周知 ○講習参加者の募集 ○講習会場の手配 ○講習修了証の発行・管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域の大工・工務店の省エネ施工の実態把握調査の実施 ○各地域の施工技術者、消費者等への省エネ関連情報の発信・相談対応 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における木造住宅生産体制強化に関する取組の実施(各地域の提案による事業の実施) 等